

## 「もがみ大産業まつり出展事業」仕様書

- 1 委託業務名：もがみ大産業まつり出展事業
- 2 契約期間：契約の日から令和 2 年 11 月 13 日（金）まで
- 3 目的：中部広域圏内の物産品・民芸品を広く最上広域圏住民に紹介し、販路の開拓及び地場産業の振興に寄与するとともに、両圏域の人的・物産交流を促進することを目的とする。
- 4 もがみ大産業まつり概要
  - (1) 開催日：令和 2 年 10 月 10 日(土) 10 時~17 時  
令和 2 年 10 月 11 日(日) 10 時~16 時
  - (2) 主催：もがみ大産業まつり実行委員会  
(主管 新庄商工会議所青年部 TEL(0233)22-6855)
  - (3) 出展場所：山形県新庄市 最上広域交流センターゆめりあ及び北口駐車場
  - (4) 出展形態：中部広域市町村圏事務組合枠 3 小間まで
    - ・ 2 間×3 間テント (3,600mm×5,400mm) 3 張
  - (5) 備品：1 小間につき 販売台 1(会議用テーブル 180cm×45cm)、イス 2、看板 1。
  - (6) 負担金及び電気工事敷設費については免除される。
- 5 業務内容
  - (1) 出展申込み手続き
  - (2) 現地派遣する出展事業者及び預かり販売する物産等の選定
  - (3) 現地派遣する出展事業者及び預かり販売する物産販売者等との連絡調整
  - (4) 出品する物産の確保及び輸送の手配
  - (5) 出展事業者へ販売促進の助言指導
  - (6) 会場における沖縄県中部広域圏の物産の販売及び情報提供
  - (7) 出展事業者に対する出展内容や売り上げ状況などに関するアンケートの実施及び結果報告
  - (8) 事業完了報告書の作成及び提出
  - (9) その他上記に付随する業務
- 6 出展事業者及び物産の選定について
  - (1) 出展事業者は中部広域圏（沖縄市、うるま市、宜野湾市、北谷町、嘉手納町、西原町、読谷村、北中城村、中城村）に本社または営業所を有する者。
  - (2) 県外販売へ意欲があり、かつ県外販売実績のない事業者を 1 事業者以上選定することが望ましい。
  - (3) 沖縄県商工会青年部連合会中部支部及び沖縄県商工会議所青年部より販売員 2 名を出展事業者へ含めること
  - (4) 出品する物産は、中部広域圏内で生産された農産物、又は製造された加工食品、飲料、工芸品とする。
  - (5) 出品する物産は特定の出展事業者又は特定の市町村のものに偏らないようにすること。

- (6) 出品する物産又は出展事業者を選定する時、中部広域圏を構成する全市町村へ呼びかけを行うこと。
- (7) 派遣する出展事業者及び出品する物産を決定する前に、当組合へ報告し協議すること。

## 7 委託料

### (1) 経費区分

- ① 謝金（当日アルバイト人件費等）
- ② 旅費
- ③ 役務費（輸送料、通信料）
- ④ 需用費（消耗品、燃料費等）
- ⑤ 使用料（什器レンタル料、許可申請料等）
- ⑥ その他諸経費
- ⑦ 一般管理費（その他雑費 ①~⑥の 20%以内）

### (2) 経費に含む事が出来ないもの

- ① 備品費
- ② 慶弔費
- ③ もがみ大産業まつり出展以外に係る経費

### (3) 支払い

事業完了後 30 日以内に事業完了報告書を提出し、委託業務が滞りなく遂行されたと認められた後に委託料を請求すること。ただし、必要に応じて概算払い（6 割以内の金額）を可能とする。

## 8 その他

- (1) 営業許可が必要な食品販売をする場合またはその場で調理・加工をする場合は、あらかじめ必要な許可を得ること。
- (2) 酒類販売については酒類の販売業免許をもつ業者へ委託することが可能である。
- (3) 出品した物産に対する補償はないので、出展事業者は必要に応じ保険等に加入するものとする。